

平成20年1月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成19年(ワ)第27342号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成19年12月12日

判 決

東京都港区 以下略

原告

A

東京都中央区 以下略

被告

株式会社オンワード櫛山

(以下「被告会社」という。)

同所 株式会社オンワード櫛山内

被告

B

(以下「被告B」という。)

被告2名訴訟代理人弁護士

森田健二

同

山田明文

同

田子陽子

同

今枝陽子

同

小池信人

同

寺本昌晋

同

加藤絢子

同

柳岡茂

被告2名訴訟代理人弁理士

三中英治

同

三中菊枝

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告らは、ストレッチできるポリウレタン繊維若しくはポリウレタン布地を使用し、それらから繊維製品を製造し、又はストレッチできるポリウレタン繊維、ポリウレタン布地若しくは上記製造した繊維製品を販売をしてはならない。

2 被告らは、原告に対し、連帯して300万円を支払え。

第2 当事者の主張

1 原告の主張

(1) 原告の出願

原告は、特願平8-59205号の特許出願をした。

(2) 本件偽造行為等

被告会社の会長であった被告Bは、日本アパレル産業協会の副会長に在任時、米国優先権をねつ造し、米国特許出願第08/433047号を偽造してこれを行使し、原告の上記特許権の取得を妨害した(以下「本件偽造行為等」という。)

(3) 損害等

ア 原告は、本件偽造行為等により、少なくとも300万円の損害を被った。

よって、原告は、被告らに対し、不法行為に基づき、上記300万円の連帯支払を求める。

イ また、本件偽造行為等が行われた以上、原告は、被告らに対し、請求1項記載の差止めを求めることができる。

2 被告らの主張

原告の主張(1)は認め、その余は否認する。

第3 当裁判所の判断

1 原告の主張(1)(原告の出願)は、当事者間に争いがない。

2 しかしながら、原告の主張(2)(本件偽造行為等)を認めるに足りる証拠はない。

3 結論

よって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなくいずれも理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第40部

裁判長裁判官

市 川 正 巳

裁判官

大 竹 優 子

裁判官

宮 崎 雅 子